

このような事態が今後起こることのないよう、児童相談所は、職員のさらなる専門性の向上に取り組むことが重要であり、リスクアセスメント等に関する継続的な所内研修の実施、外部専門研修への派遣などを計画的に推進していくことが必要である。

また、虐待ケースへの理解や経験が少ない職員に対しては、スーパービジョン実施体制をさらに充実させ、実務に即した専門性を日常的に育成、向上させていくことが重要である。

#### エ 虐待専従チームの必要性について

通告受理後の初期対応においては、緊急受理会議等の開催、関係機関等からの情報収集、そして子どもの安全確認の実施等、短時間のうちに迅速に処理しなければならない業務が集中することとなる。

当然のことながら、通告事案に対するリスクアセスメントや安全確認のための家庭訪問等の実施は、担当者個人ではなく複数職員で行うべきものであり、また、突発的な事案発生にも常時、対応可能でなければならない。

一方、児童相談所においては、一人の職員が虐待相談のみならず、不登校や非行、発達障害など様々な児童の問題に対応しており、しかも虐待相談は年々増加するなか、職員の心身の負担が増大しているのも事実である。

こうしたことから、児童相談所においては、虐待対応に精通した職員を中心とする、機動力に富んだ虐待対応専門の体制として、虐待専従チームを設置し、迅速かつ的確な初期対応を徹底していくことが必要と考える。

### (2) 市町村における取組

#### ア 要保護対策地域協議会等の機能充実について

本県では、ほとんどの市町村において、要保護児童対策地域協議会あるいは虐待防止ネットワークの設置がなされているところであるが、今後は、その運営の充実を図っていくことが重要である。

これらの協議会等は、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の三層構造となっていることが多いが、特に、日頃から実務者会議を積極的に開催し、管内児童世帯に関する情報交換を行うことで、些細な情報からでも要注意世帯を把握できる体制を構築しておくことが必要である。

また、いったん虐待事例が発生した場合には、必要十分な関係機関等の参加の下に、できる限り早期に個別ケース検討会議を開催するとともに、児童相談所との緊密な連携を図ることが必要である。

#### イ 予防・早期発見への関わりについて

市町村は、児童家庭相談の窓口として、子どもや家庭に関する相談に応じ、また、必要な調査、指導を行うこととされている。

このことから、各担当課において相談窓口等の機能を充実させることはもちろんのことである。

加えて、市町村は、子どもたちと日々接触することができる施設として、保育所、幼稚園、小学校等をその管内に有しており、教職員等が保護者と直接面会できる機会も少なくない。その他にも、公民館、児童館、医療機関等虐待の予防・早期発見に関し重要な役割を担っている施設も数多くあり、今後ますますの機能強化が求められている。

地域の様々な施設で、広く子育ての悩み、家族の問題等について、保護者が気軽に相談でき、また、虐待の通告や見守り支援につなげていける体制を整備、充実させることが重要である。

## 5 おわりに

本事例は、直接的な子どもの安全確認をすることの重要性とその方策について考えさせられる事案であった。

今般、児童相談所運営指針が改正され、虐待通告後48時間以内の児童に対する安全確認が求められたが、このことは子どもの命を守るという、最重要視すべき課題として、今一度確認しておきたい。

残念ながら、守るべき子どもの命を失う事態となってしまったことを真摯に受けとめ、今後、二度と同じような事例を繰り返さないためにも、必要な対策を適切な方法で実施できる体制を構築し、常に維持していく必要がある。

虐待への対応は、単独の機関のみで解決できる問題ではなく、子どもや保護者への支援についても、高度な専門性が必要とされ、今回の事例を見ても、児童相談所に求められる責任は重大である。

それだけに、その機能を十分に果たせるよう、児童相談所の体制を整えることは重要であり、また、児童相談所の機能だけに依存するのではなく、市町村、関係機関等を含め地域全体で要保護児童世帯への支援を行うことができる体制を整えていくことも残された課題であると考えます。

関係各位が、この検証結果を参考にされ、虐待に対する効果的な支援策を講じられるよう努めていただきたい。

# 児童虐待死亡事例検証委員会設置要綱

## (趣旨)

第1条 知事は、児童虐待死亡事例に関し、児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項の規定に基づき、検証を行うために児童虐待死亡事例検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 事例の問題点、課題の整理
- (2) 再発防止に向けた提言
- (3) 前2号に掲げるもののほか、検証の目的達成のために必要と認められること。

## (組織)

第3条 委員は、和歌山県社会福祉審議会児童福祉専門分科会措置専門部会（以下「措置専門部会」という。）の委員をもって充てる。

## (委員長および副委員長)

第4条 委員会に委員長および副委員長を置き、委員長は措置専門部会長をもって充て、副委員長は委員長が指名する。

- 2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長は、必要があると認めたときは、児童虐待防止に関して専門的な知識経験等を有する者の出席を求めることができる。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故等があった時は、職務を代行する。

## (会議および調査)

第5条 会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めたときは、事例に関する関係機関を招き、意見を聴くことができる。
- 3 委員長は、必要があると認めたときは、関係機関への調査を行うことができる。

## (結果報告)

第6条 委員長は、その結果を知事に報告するものとする。

## (秘密の保持)

第7条 委員は正当な理由なく委員会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

## (事務局)

第8条 委員会の事務を処理するため、和歌山県福祉保健部子ども未来課内に事務局を置く。

## (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は別に定める。

## 付 則

この要綱は、平成18年11月 1日から施行する。

和歌山県児童虐待死亡事例検証委員会 委員名簿

(敬称略 五十音順)

委員名	役職名
藤井 幹雄	弁護士
○福井 以恵子	元和歌山県共生推進局長
森下 正康	和歌山大学教育学部教授 (発達心理学)
柳川 敏彦	和歌山県立医科大学保健看護学部教授
◎山口 好次	和歌山県民生委員児童委員協議会 顧問

◎は委員長、○は副委員長

## 児童虐待死亡事例検証委員会の検討経過

- |             |   |
|-------------|---|
| 平成18年11月29日 | 第1回検証委員会<br>検証委員会の運営方法<br>事例の概要報告・事例の検証 |
| 平成18年12月7日  | 第2回検証委員会<br>事例の検証（問題点・課題点の整理）           |
| 平成19年1月30日  | 第3回検証委員会<br>報告書案の検討（骨子案の作成）             |
| 平成19年2月22日  | 第4回検証委員会<br>報告書案の検討                     |
| 平成19年3月22日  | 第5回検証委員会<br>報告書案の検討・B市からの意見聴取           |
| 平成19年4月13日  | 第6回検証委員会<br>報告書案の検討・B市からの意見聴取           |
| 平成19年5月24日  | 第7回検証委員会<br>報告書案の検討                     |
| 平成20年3月28日  | 第8回検証委員会<br>報告書最終案のとりまとめ                |

B市要保護児童支援ネットワーク会議要綱

平成18年 4月 1日  
告示第55号

(設置目的)

第1条 この告示は、要保護児童の早期発見や適切な保護をおこなうための諸対策を円滑かつ適切に実施するため、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第25条の2第1項の規定によりB市要保護児童支援ネットワーク会議(以下「ネットワーク会議」という。)を設置し、その運営のために必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 ネットワーク会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 要保護児童及びその保護者(以下「要保護児童等」という。)の実情把握その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報交換及び連携、協力
- (2) 要保護児童等に対する支援の内容に関する協議
- (3) 児童虐待防止や家庭支援に関する広報・啓発活動
- (4) その他要保護児童等に関する必要な事項

(構成)

第3条 ネットワーク会議は、次に掲げる関係機関等をもって構成し、各委員を市長が委嘱する。

教 育 関 係	小学校長代表
	中学校長代表
	養護教諭代表
	幼稚園代表
	青少年補導センター代表
福 祉 関 係	民生委員児童委員協議会代表
	人権委員代表
	児童養護施設代表
	障害児通園施設代表
	母子生活支援施設代表
	私立保育所長代表
	市立保育園長代表
医 療 ・ 保 健 関 係	医師会代表
	母子保健推進員代表
行 政 関 係	和歌山県子ども・障害者相談センター 子ども相談課長
	県保健所 保健福祉課長
	警察署 生活安全刑事課長
	消防組合代表
	市福祉事務所長
	市健康推進課長
	市学校教育課長
	家庭相談員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により指名された委員の任期は、前任者の残任機関とする。

(会長及び副会長)

第5条 ネットワーク会議に、会長及び副会長を各1名置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、ネットワーク会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議の運営)

第6条 ネットワーク会議は、会長が招集する。

2 会長が、会議の議長となる。

3 会長は、必要と認めるときは、委員以外の出席を求め、意見を聞くことや、資料の提供を求めることができる。

(実務者会議)

第7条 ネットワーク会議に、具体的実務について協議するため、実務者会議を置く。

2 実務者会議の委員は、第3条の関係機関等の実務担当者をもって充てる。

3 実務者会議の運営については、会長が定める。

(秘密の保持)

第8条 ネットワーク会議の構成員は、会議及びこの活動を通じて知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(事務局)

第9条 ネットワーク会議の事務局は、子育て支援課に置く。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は会長がネットワーク会議に諮り定める。

附 則

この告示は、平成18年 4月 1日から施行する。

この告示は、平成18年 5月 1日に一部改正施行する。

# ○子ども・障害者相談センター組織図

(H18. 4. 1現在)

施設 区分	和歌山県子ども・障害者相談センター 59名(兼務・嘱託は含まない)	
組 織	所長	1
	次長	2
	総括専門員(児童精神科医)	1
	総務企画課長	1
	企画管理係	
	主任	2
	主査	2
	副主査	1
	現業技能員(運転)	1
	用務員兼運転業務員	1
	用務員	1
	現業技能員(調理)	4
	技師補	1
	管理宿直員(嘱託)	(5)
	子ども相談課長	1
	相談係	
	主査	6
	主査(兼務)	(1)
	副主査	3
	副主査(兼務)	(1)
	主事	2
	福祉主事	2
	判定係	
	主任	1
	主査	1
	副主査	2
	福祉主事	2
	心理判定員(嘱託)	(3)
	精神ネットワーク員(嘱託)	(1)
	家庭支援専門員(嘱託)	(2)
贈与対応員(嘱託)	(1)	
里親委託推進員(嘱託)	(1)	
電話相談員(嘱託)	(8)	
一時保護課長	1	
主任	2	
主査	2	
副主査	1	
福祉主事	1	
小児科医(嘱託)	(1)	
障害者支援課長	1	
主任	1	
身体障害者支援係		
主査	2	
副主査	2	
医療技師	1	
整形外科医他(嘱託)	(6)	
知的障害者支援係		
主査	1	
副主査	2	
福祉主事	1	
社会参加推進係		
主任	1	
副主査	1	
スポーツ指導員(嘱託)	(1)	
子ども診療室長(兼務)	(1)	
副主査(兼務)	(2)	

子ども・障害者相談センターは

和歌山県中央児童相談所  
和歌山県中央児童相談所附設一時保護所  
和歌山県身体障害者更生相談所  
和歌山県知的障害者更生相談所  
和歌山県肢体不自由者更生施設  
和歌山県身体障害者センター

以上機関の統合機関となっている。

中央児童相談所は、他の機関と兼務する所長、次長、総括専門員、総務企画課と下記2課の職員及び日高振興局健康福祉部の2名(兼務)の職員で構成している。

子ども相談課 20名(課長を含む)  
相談係 13名  
判定係 6名

一時保護課 7名(課長を含む)

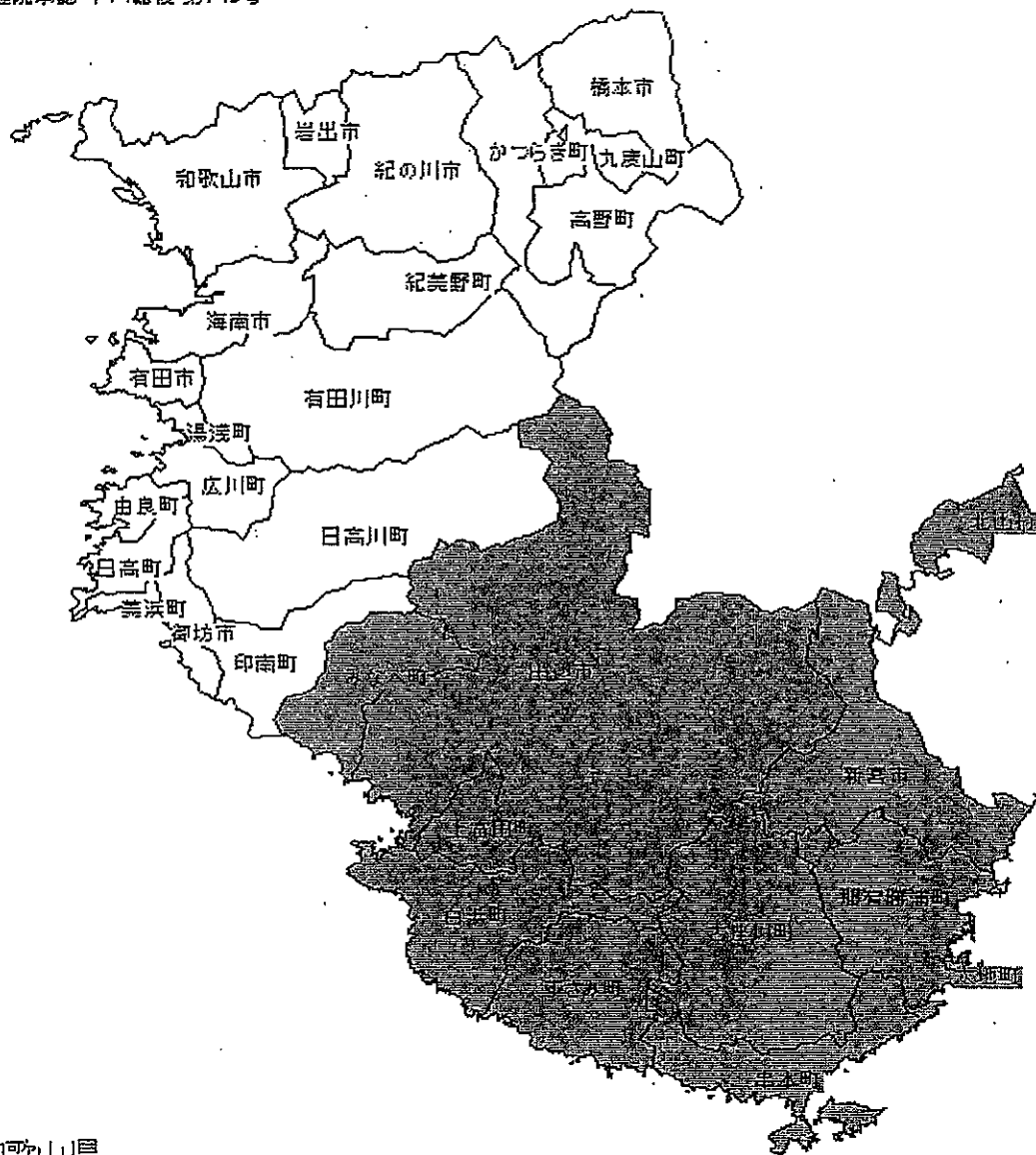
中央児童相談所の所管区域は別表に記載したとおり、県下の中央部より北部を担当している。

所管区域 県内全域(ただし、児童相談所業務は紀南児童相談所の所管区域を除く。)

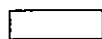


# ○子ども・障害者相談センター所管区域

国土地理院承認 平14総複 第149号



和歌山県



色の市町が子ども・障害者相談センター（中央児童相談所）所管区域

7市12町を所管

管内人口 825,720

18才未満人口 142,248

(いずれも平成17年国勢調査調べ)